

元禄期北部九州における農業技術と経営

柴 多 一 雄

目次

はじめに

- 一、屋形原村と深町家
- 二、「農業心覚」「農人定法」と『農業全書』
- 三、稲作と裏作
- 四、畑作
- 五、商品作物と野菜類
- 六、諸道具と労働力
- 七、元禄期深町家の経営状態
おわりに

はじめに

近世前期における農業技術や経営については、すでに多くの研究があり、とくに畿内や北陸等についてはかなりの程度その状況が明らかにされてきている。¹⁾しかし、それ以外の地域については必ずしも明らかになっていないところが多いように思われる。とくに、北部九州の筑前は、近世前期の農書として名高い『農業全書』を著した宮崎安貞が、みずからそこに住んで農業を営んだ場所であるが、近世前期におけるこの地域の農業技術や経営はいままでほとんど明らかにされておらず、近世前期の農業技術を示すといわれる『農業全書』の性格をより明確にするうえからも、この地域の状況を明らかにする必要があると考えられる。

本稿は、こうしたなかで、筑前国下座郡屋形原村（現在、福岡県甘木市）の深町権六が著した農書や家訓を中心に、元禄期北部九州にお

ける農業技術と経営のあり方を明らかにしようとするものである。本稿が史料として用いた「農業心覚」「農人定法」「一心重宝記」は、すでにその概略を紹介し、その後全文を活字化しているが、詳しい分析はまだ行っておらず、今回不十分ではあるが、農業技術と経営のあり方にしぼって、その分析を行うものである。

一、屋形原村と深町家

屋形原村は、北を二〇〇〜三〇〇メートルの山に囲まれ、南を筑後平野に開いた小さな谷あいの村である。中世には秋月氏の領地であったが、天正十五年（一五八七）豊臣秀吉の九州平定によって小早川領となり、慶長五年（一六〇〇）の黒田長政の筑前入国によって福岡藩領となった。その後、元和九年（一六二二）に福岡藩の支藩秋月藩が成立すると秋月藩領となり、明治に至った。村高は、慶長七年の総検地のときが二六七石四斗三升四合（田二〇六石九斗七合、畠六〇石五斗二升七合）、一八町六反二六歩（田一一町八反九畝五歩、畠六町七反一畝二一歩）、元和九年の秋月藩分知のときが、元和四年の新開検地のときと同じ、二七二石五斗七升五合（田二〇七石一斗一升五合、畠六五石四斗六升）、一九町七反七畝一五歩（田一一町九反一畝五歩、畠七町八反六畝一〇歩）、幕末期の元治元年（一八六四）が三〇三石七斗八升九合四才（田二三〇石一斗八升八合一勺二才、畠七三石六斗

九勺二才）、二三町三畝七歩四厘（田一三町七反三畝一二歩七厘、畠九町二反九畝二四歩七厘）であった。耕地面積に占める田の比率は、慶長七年が六四％、元和四年が六〇％、元治元年が六〇％となっている。

深町家は、二代九郎右衛門（惣兵衛）が初めて庄屋を勤めて以来、途中一時中断はあるものの、代々屋形原村の庄屋を勤めた家である。深町家の慶長七年（一六〇二）の持高は、二七石七斗七升三合（田二三石三斗八升四合、畠四石三斗八升九合）、面積は一町九反二畝一三歩（田一町四反三畝二五歩、畠四反八畝一八歩）であった。これは、

表1 慶長7年(1602)屋形原村持高別構成

石高	屋敷	無屋敷	計
	人	人	人
50~60石	1		1
40~50石	1		1
30~40石	1		1
20~30石	2		2
10~20石	2		2
5~10石	1	3	4
0~5石	4	11	15
計	12人	14人	26人

〔註〕慶長7年7月「筑前国下座郡内屋形原村田畠御検地帳」（深町家文書）より作成。

表1からわかるように、当時の屋形原村では四番目の持高である。また、田島の比率は、所持面積の七五%を田が占めており、屋形原村の平均の六四%を大きく上回っている。慶長十二年（一六〇七）正月八日の「下座郡百性帳」によれば、屋形原村の本百姓は四人で、うち二人（孫七郎・孫三郎）は死人、一人（新左衛門）は走人、残る一人が九郎右衛門で庄屋となっている。その後の深町家の持高は不明であるが、元禄期にはこれより若干増加していたと思われる。⁹⁾

著者の深町権六（後に孫左衛門）は、家訓の「一心重宝記」の奥書に元禄十六年（一七〇三）で二十四歳とあるが、これは享保十年（一七二五）十月に四十六歳で死亡した第五代孫左衛門教貞にあたる。¹⁾ 彼は宝永六年（一七〇九）から死亡した享保十年まで十七年にわたって屋形原村の庄屋を勤めたが、「農業心覚」等を著した元禄十五・六年頃はまだ家督を相続しておらず、庄屋も父の甚六が勤めていた。²⁾ また元禄十六年四月から翌年七月の間に、³⁾ 名前を権六から孫左衛門に改めているが、これは元禄十五年十月十一日に死亡した祖父孫左衛門の名前を継いだものである。⁴⁾

二、「農業心覚」「農人定法」と『農業全書』

「農業心覚」は、元禄十五年（一七〇二）三月から翌元禄十六年九月にかけての深町家の農業経営についての記録で、表紙の裏に宝永元

年（一七〇四）三月二十一日の稲の播種の記録が記されている。「農人定法」は「農業心覚」をもとにまとめられた農書で、元禄十六年四月二十一日の奥書がある。しかし、奥書の日付からわかるように、「農人定法」は「農業心覚」が完全に記し終ってからまとめられたのではなく、「農業心覚」を記すのと並行してまとめられたのではないかと考えられる。また「一心重宝記」は、元禄十六年正月二日の奥書をもつ深町家の家訓であるが、このなかには、稲作について記した宝永元年（一七〇四）七月十五日付の紙片が挟まれており、農業に関する記録は、元禄十五年三月から宝永元年七月まで二年以上にわたって記されていたことがわかる。

「農業心覚」と「農人定法」の分量は、「農業心覚」が活字にして一二頁、「農人定法」が六頁と、それほど多くない。またどちらも、自家の農業技術を改良するために記されたもので、公表を目的としたものではない。そのため、「農業心覚」はもちろん、これをまとめた「農人定法」も体系だったものでなく、重複や同じ作物に関する記述がまったく別のところに記されていたりするなど、叙述もあまり整理されていない。なかには、大豆に関する記述などのように、一見すると矛盾するような記述も存在する。

ところで、「農業心覚」には、「我作能物ヲ農業ガ多らひ、爰ニ出シ置物也」として、五四種の作物を掲げ、「右此分計を可作、余ハ心ニ不入事なり」と記している。また「農人定法」も、「諸事作物之能法

ヲ記置也、是ヲ守り可作、此地ニ而例覚能キヲ改、今爰ニ書印者也」
として、少し順序に違いがあるものの同じ五四種の作物を記し、「合
五拾四種、右此分ハ此地ニ而能候、余ハ作ニ不及候」と記している。¹⁷⁾
この五四種の作物を「農業心覚」に記された順序どおりに記すと以下
のとおりになる。

いねハ水稻▽、大麦、小麦、そば、まめハ大豆▽、あづきハ小
豆▽、ろくづ(まさめ)ハ緑豆▽、そらまめ(とうのまめ)、ゑ
んとろハえんどう▽、さゞげ(ながさゞげ)ハささげ▽、あぢま
め(なんきんまめ)ハふじまめ▽、大こんハ大根▽、かふなハか
ぶ▽、うきなハみずな▽、たかなハからしな▽、にんしんハ人
参▽、なすびハなす▽、つけ瓜ハあおうり▽、あさ瓜ハしろろ
り▽、きうりハきゅうり▽、とうろハとうがん▽、いうかほ
ハへちま▽、大ねき・わけき・かりきハねぎ▽、しやうかハしよ
うが▽、こぼろハこぼろ▽、ちさハちしゃ▽、めうかハみよう
が▽、ふき、しそ、けし、はわきゞハほうきゞさ▽、こしやう
ハとうがらし▽、たて、いもハ里芋▽、木綿ハ綿▽、あさハたい
ま▽、たばこ、ちやハ茶▽、すもゝハすもも▽、むめハ梅▽、あ
んず、なしハ梨▽、くりハ栗▽、かきハ柿▽、ゆず、ふとうハぶ
どう▽、みかん、くねんほハくねんぼ▽、きんかん、げすハ?▽、
さんしやうハさんしやう▽、しゆるハしゆる▽
(一)内は「農業心覚」に記された異称、ハ▽内は『日本農書全

集』の『農業全書』¹⁸⁾の現代語訳の名称で、「農業心覚」と『農業全書』
の現代語訳の名称が同じ場合は省略した。「げす」は、『農業全書』に
対応するものがみあたらないのでハ?▽とした。なお、「農業心覚」
と『農業全書』の現代語訳の名称が大きく異なっている場合も、その
大部分は『農業全書』の原書の目録の名称や本文中の名称と一致して
いるが、「たかな」と「こしやう」は『農業全書』にはみえず、この
地方特有の名称である。¹⁹⁾

表2は、『農業全書』に記載された作物と「農業心覚」に記載された
作物を比較するために作成したものである。アンダーラインを付した
作物が「農業心覚」に記載された作物であるが、これをみると「農業心
覚」に記載された作物の順序は、「ゆず」と「げす」を除いて『農業全
書』の作物の記載順序とまったく一致していることがわかる。このう
ち、「げす」「農人定法」では「げす」は「げす」で、からたち(枸
橘)の異名であり、²⁰⁾『農業全書』では具体的な作物を特定できないも
の、みかん類を指すと思われる。また、「ゆず」は「みかん類」の
「ゆず」であるが、『農業全書』の原本は「ゆすらうめ」を桜桃(ゆ
すら)としており、もし「ゆず」が「ゆすらうめ」とすれば順序は完
全に一致することになる。いずれにせよ、「農業心覚」に記載された五
四種の作物の記載順序が『農業全書』の記載順序と一致しているとい
う事実は、「農業心覚」に「農業をえらひ」と記された「農業」が『農
業全書』を指すことを意味しており、「農業心覚」が五年前の元禄十

表2 『農業全書』の記載作物と「農業心覚」の記載作物

巻	種類	種数	作物
巻2	五穀之類	19種	<u>水稻</u> 、 <u>陸稻</u> 、 <u>大麦</u> 、 <u>小麦</u> 、 <u>そば</u> 、粟、きび、もろこし、ひえ、 <u>大豆</u> 、 <u>小豆</u> 、 <u>緑豆</u> 、 <u>そらまめ</u> 、 <u>えんどう</u> 、 <u>ささげ</u> 、 <u>ふじまめ</u> 、なたまめ、ごま、はとむぎ
巻3	菜之類	16種	<u>大根</u> 、 <u>かぶ</u> 、 <u>みずな</u> 、 <u>油菜</u> 、 <u>からしな</u> 、 <u>人参</u> 、 <u>なす</u> 、 <u>瓜類</u> （ <u>まくわうり</u> ）、 <u>あおうり</u> 、 <u>しろうり</u> 、 <u>きゅうり</u> 、 <u>とうがん</u> 、 <u>西瓜</u> 、 <u>かぼちゃ</u> 、 <u>へちま</u> 、 <u>ひょうたん</u> （ <u>ひさご</u> ）
巻4	菜之類	26種	<u>ねぎ</u> 、 <u>にら</u> 、 <u>らっきょう</u> 、 <u>にんにく</u> 、 <u>しょうが</u> 、 <u>ごぼう</u> 、 <u>ほうれんそう</u> 、 <u>ふたんそう</u> 、 <u>ちしゃ</u> 、 <u>みょうが</u> 、 <u>ふき</u> 、 <u>しそ</u> 、 <u>えごま</u> 、 <u>けし</u> 、 <u>ひゆ</u> 、 <u>ほうきぐさ</u> 、 <u>たんぽぽ</u> 、 <u>しゅんぎく</u> 、 <u>ゆり</u> 、 <u>けいとう</u> 、 <u>うど</u> 、 <u>なずな</u> 、 <u>あかざ</u> 、 <u>こえんどう</u> 、 <u>はまぼうふう</u> 、 <u>とうがらし</u>
巻5	山野菜之類	18種	<u>せり</u> 、 <u>みつば</u> 、 <u>たで</u> 、 <u>はす</u> 、 <u>じゅんさい</u> 、 <u>かわちしゃ</u> 、 <u>くわい</u> 、 <u>くろぐわい</u> 、 <u>きのこ類</u> 、 <u>ちょうぎ</u> 、 <u>あざみ</u> 、 <u>にがな</u> 、 <u>わらび</u> 、 <u>つくし</u> ・ <u>たびらご</u> ・ <u>ははこぐさ</u> 、 <u>里芋</u> 、 <u>山芋</u> 、 <u>甘藷</u> 、 <u>さとうきび</u>
巻6	三草之類	11種	<u>綿</u> 、 <u>からむし</u> 、 <u>たいま</u> 、 <u>あい</u> 、 <u>べにばな</u> 、 <u>あかね</u> 、 <u>かりやす</u> 、 <u>たばこ</u> 、 <u>いぐさ</u> 、 <u>しちとうい</u> 、 <u>すげ</u>
巻7	四木之類	4種	<u>茶</u> 、 <u>こうぞ</u> 、 <u>うるし</u> 、 <u>桑</u>
巻8	果木之類	17種	<u>すもも</u> 、 <u>梅</u> 、 <u>あんず</u> 、 <u>梨</u> 、 <u>栗</u> 、 <u>はしばみ</u> 、 <u>柿</u> 、 <u>ざくろ</u> 、 <u>ゆすらうめ</u> 、 <u>やまもも</u> 、 <u>桃</u> 、 <u>びわ</u> 、 <u>ぶどう</u> 、 <u>いちょう</u> 、 <u>かや</u> 、 <u>みかん類</u> （ <u>みかん</u> 、 <u>くねんぼ</u> 、 <u>ゆず</u> 、 <u>こうじ</u> 、 <u>ぶしゅかん</u> 、 <u>きんかん</u> 、 <u>なつみかん</u> 、 <u>ぶんたん</u> 、 <u>ざぼん</u> 、 <u>すいこうじ</u> ）、 <u>さんしょう</u>
巻9	諸木之類	16種	<u>松</u> 、 <u>杉</u> 、 <u>ひのき</u> 、 <u>桐</u> 、 <u>しゅろ</u> 、 <u>かし</u> 、 <u>しい</u> 、 <u>桜</u> 、 <u>柳</u> 、 <u>しらき</u> 、 <u>はんのき</u> 、 <u>つばき</u> 、 <u>竹</u>

年（一六九七）に刊行された『農業全書』の影響のもとに記されたものであることを示している。

次に、「農業心覚」が『農業全書』からどのような作物を選んでいのかを検討したい。「農業心覚」に掲げられた五四種の作物のうち、大ねき・わけき・かりきは、『農業全書』では「ねぎ」と一括されているので、「みかん」「くねんぼ」「ゆず」「きんかん」「げず」をみかん類として一種とすれば、「農業心覚」は『農業全書』に記された一二七種の作物から四八種を選んでいることになる。その内訳は、卷二五穀之類が一一種（全体は一九種）、卷三菜之類が一一種（同一六種）、卷四菜之類が一〇種（同一六種）、卷五山野菜之類が二種（同一八種）、卷六三草之類が三種（同一一種）、卷七四木之類が一種（同一四種）、卷八果木之類が九種（同一七種）、卷九諸木之類が一種（同一六種）となり、卷二五穀之類、卷三菜之類、卷四菜之類、卷八果木之類から多く選んでいることがわかる。

また、「農業心覚」で選ばれた五四種（『農業全書』では四八種）の作物のうち、「農業心覚」あるいは「農人定法」の本文になんらかの記述があるものは太いアンダーラインで、本文でまったくふれられていないものは細いアンダーラインで示したが、本文になんらかの記述があるものは、水稻・大麦・小麦・大豆・そらまめ・ささげ・ふじまめ（以上七種、卷二五穀之類）、大根・人参・なす・きゅうり・へちま（同五種、卷三菜之類）、ねぎ・しょうが・こぼろ・ちしゃ（同

四種、卷四菜之類）、里芋（同一種、卷五山野菜之類）、たばこ（同一種、卷六三草之類）の一八種で、卷二五穀之類、卷三菜之類、卷四菜之類が中心となっている。一方、本文でまったくふれられていないものは、そば・小豆・緑豆・えんどう（以上四種、卷二五穀之類）、かぶ・みずな・からしな・あおろり・しろろり・とうがん（同六種、卷三菜之類）、みょうが・ふき・しそ・けし・ほうきぐさ・とうがらし（同六種、卷四菜之類）、たで（同一種、卷五山野菜之類）、綿・たいま（同二種、卷六三草之類）、茶（同一種、卷七四木之類）、すもも・梅・あんず・梨・栗・柿・ぶどう・みかん類・さんしょう（同九種、卷八果木之類）、しゅろ（同一種、卷九諸木之類）の三〇種となっている。これを見ると、選ばれた作物のうち記述のまったくないものが、四八種（『農業全書』のうち三〇種（六三％）と、かなりの作物にのぼることがわかる。とくに、卷七四木之類、卷八果木之類、卷九諸木之類の樹木については、具体的な記述はまったくみられない。²²

一方、「農業心覚」の五四種に選ばれていないが、本文中に記述があるものに、粟（卷二五穀之類）・とおきび（巻八果木之類）（卷二五穀之類）・からし²³（卷三菜之類）・すいくわ（西瓜）（卷三菜之類）・いちび・六角豆（長六角豆）がある。これらの作物がどうして五四種のなかに入っていないのか、その詳細は不明であるが、このうち粟と「からし」は、のちに詳しくみるように、当時この地方でさかんに栽培されていた作物であり、その栽培技術もかなり進んでい

たと考えられることから、とくに『農業全書』から選ぶという意識にならなかつたためではないかと思われる。「いちび」は茎の皮から繊維をとるアオイ科の一年草で、「農業心覚」「農人定法」とも本文中に簡単な記述があるが、『農業全書』では取り上げられていない。また、六角豆（長六角豆）は、「ささげ」ではないかと思われるが、「農業心覚」や「農人定法」は「さゝげ」「さゝき」・「ながさゝげ」とも記しており、必ずしも明確ではない。

三、稲作と裏作

「農人定書」は、「農人ハこよみをはなさず見て、其年のはやきおそきニしたかひ、作等ヲ心ゑへし」と、その年の月にはかまわず、二四節を基準に農業を行うようにと記している。また、「此村ハ南村ニ而諸事其心得可有」（「農業心覚」）あるいは、「当村ハ南村ニより、余方之定儀ハ違申なり」（「農人定書」）と、屋形原村が南方の村であることを強調し、そのつもりで農業を行うようにとしている。

具体的な作物については、稲に関するものが最も多く、品種・播種・苗代・耕起・施肥・田植・除草・取入れ等について、必要な場合は耕地別に詳細に記している。

深町家が栽培していた稲の品種は、元禄十五年（一七〇二）が、つるほそ・なんはんもち・しろ犬之原・あかさこ・わさひこ・みやの前

元禄期北部九州における農業技術と経営

の六種、元禄十六年（一七〇三）が、つるほそ・あかさこ・犬之原・みやの前・なんはんもちの五種、宝永元年（一七〇四）が、つるほそ・あかさこ・犬之原・つの国・あへつるもちの五種で、つるほそ・あかさこ・犬之原は毎年つくっている。このうち、つるほそ（つるほぞ）は中生、犬之原（犬の腹）は早生の品種である。

播種については、「種初かす時分之事、五月の節迄二十五日ニあてかすへし」と、五月の節の五〇日前に浸種を行うとしている。浸種の期間は、「先種を廿日池二つけ、あけてもやしめ出て蒔へし」（「一心重宝記」紙片）と二〇日間で、「初種ヲ池ガあけ、二・三日も置もやし」、あるいは「初種ヲ池よりあけ、二・三日置もやし田ニまき」とあるように、種を池からあげて二・三日間おき、発芽させてから苗代に種を蒔くとしている。

五月の節の芒種は、元禄十六年（一七〇三）が四月二十三日ハ六月七日V（ハV内はグレゴリオ暦、以下同じ）であるから、その五〇日前の三月三日ハ四月十八日Vに浸種を行い、それから二〇日後の三月二十三日ハ五月八日Vに種をあげて、さらに二・三日して苗代に種を蒔くということになるが、実際は三月十二日ハ四月二十七日Vに種を蒔いており、一〇日は早い。

宝永元年（一七〇四）も、五月節の芒種が五月五日ハ六月六日Vであるから、その五〇日前の三月十四日ハ四月十七日Vに浸種を行い、それから二〇日後の四月四日ハ五月七日Vに種をあげて、さらに二・

表3 宝永元年(1704)の苗代と稲の品種および種籾の量

田	品 種	籾
熊本みな口苗代	つるほそ	3斗
同所畠田	つるほそ, あかさこ, 犬之原	3斗
柳原苗代田	つの国, あへつるもち	2斗8升

三日して苗代に種を蒔くということになるが、実際は三月二十一日
 へ四月二十四日Vに種を蒔いており、この年も一〇日以上早く蒔いて
 いる。
 播種量は、元禄十六年は、「熊本・柳原すきと作り候時の種也」と
 して、つるほそ五斗、あかさこ一斗、犬之原一斗、みやの前六升、な
 んはんもち一斗の五種類八斗六升を、苗代
 の四畝田に蒔いている。しかし、これでは
 少なかつたようで、「新水之本四畝田二籾
 種八斗六升蒔候得はうすし、九斗か硯石計
 二而中分なるへし」と、九斗か一石蒔くよ
 うに述べ、これをうけて「農人定法」では、
 「苗代ヲ四畝田二仕らは、籾種数多候ハ、
 九斗、二色か三色共ならば硯石まくつもり
 すへし、是中分にてよし」と、種類が多け
 れば九斗、二種類か三種類であれば、一石
 蒔くように記している。宝永元年の苗代田
 と品種、および播種量は表3のとおりであ
 る。苗代は熊本みな口苗代・同所畠田・柳
 原苗代田の三か所、つるほそ・あかさこ
 ・犬之原・つの国・あへつるもちの五種類
 を八斗八升蒔いている。

苗代の肥料については、「苗代地こゑやせ二より、中分二こやしヲ
 入」(「一心重宝記」紙片)とあり、元禄十六年は、籾種を蒔く前日の
 三月十一日へ四月二十六日Vに苗代の四畝田に、ゑんとう二〇把、せ
 きしやう五把、取草二六把、むまやこゑ一四把の合計六五把を入れて
 いる。しかし、「むまやこゑ悪し、せきしやうもかれたるハあし」と、
 あるいは「苗代仕候時、むまやこゑハ不可入、前かと京こゑおうちさ
 らし置たるよし」と、苗代には「むまやこゑ」(厩肥)を入れてはい
 けないと述べ、「京こゑ」(下肥)のさらしたもののがよいとしている。
 また、苗代に種を蒔いたあとは、水を浅くして、たびたび干すように
 述べている。

本田の耕起については、宮崎安貞の『農業全書』は、「秋耕にても、
 春耕にても、又ハ麦跡にても、深くむらなく日和次第力の及び、再三
 耕して干をき、時分に雨を得て水をしかけ、かきならしくさらかしを
 き、苗をさすべき時至りて、土わきつづれ、草青みて、うちて見れば、
 和らかにねばりて、にほい出来るを待て、糞をも入、犁かへし、たて
 横二三遍もかきならし、水の上むらなくして苗をさすべし」と記して
 いる。これに対し、「農人定法」は、「まつ麦あとおすきかへしほし置、
 ひたるに水あらは早速しかけ、いかほともよくかゝすへし、とかく土
 くれなきやうにかき置、十日計して土くさり、草しやうし少にをひ有
 時、右之こやしお入、中すきし、又牛馬沢山二入、随分かゝせ置、明
 る日さつとかきうゆへし、これはうゆる日ハ、ねんころにかく事なり

かたきゆゑ、かくハするなり」とし、また「一心重宝記」の紙片も、「尤麦跡ヲ能ほして後かき、十五日程過てくされ、にはい出ルヲまちて植へし」としていて、基本的には『農業全書』と同じである。もっとも、「農業心覚」は、はじめ「田おたかやすハ、秋田はあさく、麦跡はふかくすへし」としていたのを、「田おたかやすハ、秋田も麦跡もふかくすへし」と訂正し、「農人定法」も「田おすくニハ秋ハあさく麦跡ハふかくすへし」としていたのを、「田おすくニハ麦跡ハふかくすへし」と訂正しており、秋はもとは浅く耕していたのを、『農業全書』に接することによって深く耕すように改めたのではないかと推測される。

ところで、「農業心覚」は、熊本三反半・柳原開田・柳原壹反二畝田については、耕地別の耕起法を記している。これによれば、熊本三反半の麦跡は牛馬二匹で朝から耕せば二人でよいとし、ただし水が深いと思うように耕せないの、水を浅くするようにしている。また、柳原開田は湿田のため、水を張っておき、正月に氷が解けてから田を干し、正月下旬頃から耕すように述べている。さらに柳原壹反二畝田の麦跡はできるだけ細かく耕し、中耕は浅い方がよいとしている。中耕については、別のところでも、「田の中すきハ、水かけんの能して、なるほどあさくすかせ置、三日してかきうゆへし」と、浅く耕すのがよいとしている。

肥料については、「農人定書」は「先むま屋こゑの成程しみ候お沢

山入、其外こやし二而も及心入事なり」と記し、「農業心覚」も「先むま屋こゑの成程しみ候ヲ沢山入、植候時分ハ、前日ハ牛馬余けい入かかせ置、植ル日も成念ヲ入かかせうゆへし」と記して、厩肥を多く入れるように述べている。しかし、麦藁については、馬にしかせてよくしみたものであっても、苗が根づかず、実入りが悪くなるので入れてはならないと述べている。

ところで、「農業心覚」は、耕地別の施肥量を表4のように記しているが、ここでは厩肥と「やしない」（青刈大豆）を同量使用するとしており、たとえば熊本三反半の場合であれば、厩肥八八把と「やしない」八八把の一七六把となっている。これは、「壹畝二五把宛つもり、此分二而中としてよし」とあるように、一畝に五把の計算となっている。また、他の場所では、「成程こまかなるよきやしなひ、むまやこゑヲ」、表5のように用いている。表5は、肥料のやり方をさらに細かく記したものとと思われるが、両者の関係は必ずしも明確でない。

田植は、元禄十五年は、五

表4 耕地別の肥料の量

田	肥料
熊本三反半	176把
柳原七畝田・畠ヶ田・六畝町	80把
同所一反二畝	70把
下川一反七畝	100把
七畝田ふろのもと	40把
かわらけ田・柿木田二反一畝	110把

表5 耕地別の肥料の量

田	肥料
熊本田山せい一 二 三 五 六 七 八 三畝田一 二 三 ふけ下 上	把 10
	6
	4
	15
	10
	25
	15
	5
	25
	30
45	
35	
合	205 (225)
柳原うはら田 二畝田上 下 畠ヶ田上 下 其次 同	5
	15
	10
	20
	10
	10
	5
3	
合	78
二口合	283 (275)

月十七日ハ六月十二日Vに、熊本四反、柳原三反の田において、牛馬六匹、人数三五人で行っている。人数は家内人数を加えると六〇人で、
 糧米として餅米・粟三斗を要している。翌年の元禄十六年は、四月二十八日ハ六月十二日Vに、熊本四反、柳原四反で田植を行っている。
 牛馬四匹、人数一六人で、焼酒五匁分、麦米二斗六升を要している。
 人数は前年よりかなり少ないが、糧米は昨年とそれほど変わらず、実際はもっと多かったと思われる。

田植の時期について、「農業心覚」は、「爰元の田ハ、五月の節が五日前迄二うゆる心得有へし、如何様梅のをちる時分が最中也」と、五月の節の五日前に田植を行うように述べている。五月の節の芒種は、元禄十五年は五月十二日ハ六月七日V、元禄十六年は四月二十三日ハ六月七日Vで、これにしたがえば、元禄十五年は五月七日ハ六月二日V、元禄十六年は四月十八日ハ六月二日Vが田植の日にあたるが、実際は元禄十五年が五月十七日ハ六月十二日V、元禄十六年が四月二

十八日ハ六月十二日Vと、兩年ともこれより一〇日ほど遅く田植が行われている。

一方、「一心重宝記」の紙片は、「まきて後七十日過ぎてこやしうゆへし」と、播種から七〇日後に田植を行うように述べている。これにしたがえば、元禄十六年（一七〇三）は、播種が三月十二日ハ四月二十七日Vであるから、五月二十三日ハ七月六日Vに田植を行うことなるが、実際は五月十七日ハ六月十二日Vに行われていて、六日ほど早い。

苗の栽植密度について、「一心重宝記」の紙片は、「老てちや□としたる苗ヲ、かなふとくあつくうゆへし、尤六寸五歩四方二植へし、則ち歩二百かふなり、是中分也、これ虫毛もせず能、み取多方也」と記している。一歩一坪に一〇〇株の栽植密度であるが、これは、『農業全書』に、「苗をさすかぶ数の事。凡一段の田に三方を中分とするなり。是一歩に百科なり。されども肥たる田に八薄く、やせ田に八厚

く、かぶに多少のむらなき様にうゆべし」とあるのと同じである。しかし、これが実際の栽植密度を記したものでか、『農業全書』を引いて記したものかは明確でない。

嵐嘉一『近世稲作技術史』は、「栽植密度については、厳密にはさらに坪当り株数と一株苗数とに分けられるが、藩政期では前者の資料が主になっており、後者の記述がよく見られるようになるのは、明治中期以降である」と述べており、『農業全書』にも一株苗数についての記述はない。しかし、「一心重宝記」の紙片は、「老てちや□としたる苗ヲ、かなふとくあつくうゆべし」と、具体的な苗数は示していないが、一株あたりの苗量について記しており、「農業心覚」や「農人定法」も一株あたりの苗の量について詳しく記している。嵐嘉一は、坪当り株数と一株苗数の関係について、「この両者の関係はもともと割合に相反的關係におかれた場合が多く、いわゆる大株粗植、小株密植という概念で理解される場合が多い」と、一株苗数が多く坪当り株数が少ない「大株粗植」と一株苗数が少なく坪当り株数が多い「小株密植」という概念で捉えられるとしている。

これにしたがえば、「一心重宝記」の紙片は「かなふとくあつくうゆべし」とあるように、いわば一株苗数が多く坪当り株数も多い「大株密植」を主張しているのであるが、「農業心覚」は、「うゆる二ハ、かなふとくうすく、むらなくうゆべし」、あるいは「田ハかぶふとくうすきか諸事よし」と、一株苗数が多く坪当り株数が少ない「大株粗

表6 耕地別の稲の栽植密度

田	栽植密度
熊本三反半	大株粗植
かわらけ田	大株粗植
柿木田	中株中植
柳原一反二畝田上ノ田	小株密植
同田 下の畝町	大株粗植
かほう田	大株粗植
ひらき田	大株粗植
畠田	小株密植
七畝田	大株粗植
下川田	大株粗植
三反田	大株粗植

植」がよいと述べている。また、「農人定法」の耕地別の一株苗数と坪当り株数を、嵐の表現にしたがって示すと表6のようになり、一株苗数が多く坪当り株数が少ない「大株粗植」が大半を占めている。これについて、「農人定法」は、「山内の田ハあつきかよし、其故ハ土のせいとおくハゆかす、何方ニ而もこゑ地ハうすきニしかす、畠も田も同断」と、山中の田など痩せ地は養分がいきわたらないので「密植」がよく、肥え地は養分がいきわたるので「粗植」が適していると記している。

除草は、植えて一〇日ほどして一番草を取り、しばらくして二番草を取るが、このときは人を雇ってでも取るようにと述べている。これは、早く草を取らないと草が成長してかえって多くの人手がかかり、

表7 元禄15年(1702)の稲の収穫

月日	田	米	備考
9月2日	熊本三反半 柳原開キ 同所畠ケ田	22俵 4俵 1俵半	つる立四畝田之内3か1打 6斗入
9月朔日	かわらけ田2所 七畝田 四畝田	9俵 1俵半 1俵	つる立しいら半分 もち 宮之前

稲の成長に大きな影響を与えるからであった。したがって、「兎角いく度も草を取らせ候事、第一之ひみつ也」と、除草が稲作の要点であると記している。そして、二番草を取ったあとは、厩肥を細かくして入れるのがよいとしている。

また、「水沢山之年八田をさいくほし、水をか多水のねまらざる用ニすへし、久しく大分水ヲつみ置候得は、水かやり候而虫出る者也」と、水が十分に あるときは、たびたび水を変えて水が腐らないようにせよと述べているが、これは虫が付くのを防ぐためであった。元禄十五年は近隣の村はそれほどでもなかったが、屋形原村の田は虫のため大分枯れ、八月二十九日ハ九月二十日Vに虫追いを行い、旗六本・毛槍・吹抜・太鼓・笛、その他いろいろ拵えて、村境まで追っている。

取入れは、元禄十五年は、九月朔日・二日ハ十月二十一日・二十

二日Vに行っており、表7のように三九俵の収穫があった。計算では三九俵の収穫であるが、記述では「午ノ秋つる立惣合俵数四拾俵」と、四〇俵の収穫になっている。

裏作は、柳原開田など、一部の湿田を除いて麦が作られていた。宝永六年三月十三日の「諸道具ゆつり物覚」⁵⁵によれば、この年は、田小麦四反七畝、同大麦四反、畠麦三反と、八反七畝の田と三反の畠で麦がつくられている。しかし、麦については、「農業心覚」「農人定法」とも記述はそれほど詳しくない。播種、取入れ等の時期についても具体的にはまったく記されておらず、「大麦ハいかほとも早きがよし」、あるいは「麦ハ早くまき、うねひろくうすきニみ多し、とかく地ひさるニハまく事なかれ」と、できるだけ早く蒔くように述べているだけである。品種は、大麦は六角・なかさき・こめ麦等、小麦は「しろしやれ」がよく、「何も心見し」としているが、播種量についての記述はみえない。

栽培方法については、「先地おたてよこなんへんともなくかき、かんきをきり、種ハひねり、こゑハ後二まき、うねをひろくしたるかよし」、あるいは「麦ハひねりやうあり、うねの東南の方ハうすく、西北の方ハ少しあつくまくへし」とし、中耕は「中打ハ先一はんハけづり、二はんニハひつくりかやしにうち、是ハ年内ニしてよし、明て又三はんニハけづり、うねみそハさらりく」と前二うたせおき、一兩日して後二はねかけさせ可申候、扱四はんニハ麦のいたまぬ用ニ土をか

うへし、是迄二而よし」としている。

小麦については、「小麦ハばらまきよし、まよのこゑをおよい、春又草のおぬ用ニま屋こゑ多くかくるへし」と、ばら蒔きにして厩肥を用いるとしている。田の場合は肥え地と痩せ地に分け、肥え地は「ばらまきニして、むま屋こゑ右同前、但うねをかはほこなりニしてよし」と、ばら蒔きにして厩肥を用いるが、うねはかまほこ形にするとしており、痩せ地は「うねのはど一間ニして、かんきをきり、やき土はいニませ、前之通りニしてむま屋こゑお多くかくへし、但はらまきハふけか、かわらけ田よし、柳原などニまかは前之通ニ仕、後京こゑお二、三へんかくへし」と、うねの幅は一間にして、刈敷を切り、焼き土に灰を混ぜて厩肥を多くかけるとしている。そして、種の蒔き方は、ふけかかわらけ田はばら蒔きとし、柳原等は具体的には不明だが従来のとおりがよいとしている。畠の場合は、「こなしニ足かゝりを引、やきつちはいこゑを合せ、ひねりたるうゑニ引へし、其上ニむま屋こゑヲ前ニ印置通りかけてよし」と、焼き土と灰肥を合わせたうゑに種を蒔き、そのうゑ厩肥をかけると述べている。

麦の肥料のうち、はいこゑ（灰肥）は、小枝を朝夕竈で焚いて作った。また、やき土は焼き肥ともいい、七月に野芝を掘り返して日に焼き、肥屋に移してから用いられた。この焼き土に「京こゑ」（下肥）をかけた肥料は、大麦だけでなく、たばこや大豆にも用いられた。

麦の収穫は、時期は明確でないが、元禄十五年は大麦一五俵、小麦

九俵の合計二四俵であり、元禄十六年は、「麦くされ候故」、熊本かわらけ田、柳原畠田・七畝田で小麦が四俵半、それに大麦が長麦八俵、明石四俵の合計一六俵半であった。

四、畑 作

畑作は粟と大豆と麦（大麦・小麦）が中心で、「先九反有ニして、三反ハ大豆作り、余は皆粟作へし」と、三反で大豆を、残りの六反で粟を作るとしている。そして、「大豆跡ハこなしニしおき小麦を蒔くへし、此跡ニ粟おまき、粟跡ニハ大麦お作り、明年又三反ニまめ作ルへし、大豆ハ二年こしニ作」と、大豆↓小麦↓粟↓大麦↓大豆の順序で作付けるように述べている。もっとも、畠が九反あるとしているのは、慶長七年の畠面積（三反八畝一八歩）や、「農業心覚」や「農人定法」にみえる実際の畠の面積からみて疑問で、三分の一で大豆を、残りの三分の二で粟を作るという意味であろうと思われる。

大豆は、元禄十五年は、「山ノ下畠ケ・浦田畠ケ両所老反三畝大豆作る、但シあを豆前々作豆、まめハねすみさや有、作り見へし、但シ豆ハあを・しろさや二色よし、早きおそきにて、かつて二よし、可作」と、播種の時期は不明であるが、山ノ下畠ケ・浦田畠ケの二か所一反三畝で大豆を作っている。元禄十六年は、三月八日・九日ハ四月二十三日・二十四日Vに、長畠ケ・丸畠ケにあおまめ、鳥こゑ上にねすみ

さを蒔いている。前年の元禄十五年にはあおまめだけで、「まめハねすみさや有、作り見へし」としていたのが、この年はあおまめだけでなく、ねすみさやも蒔いており、これをうけて「農人定書」は、「種ハあおまめ・ねすみさや可作也」と記している。

播種の時期は、「農業心覚」に、「大豆ハ三月中とある、後五日して蒔をよし」とあるのみである。肥料については、『農業全書』は、「又瘠地に大豆をうゆるにハ灰を用てうゆべし。豆にハならびなきこゑなり」と、大豆には灰が最適の肥料であるとしているが、「農業心覚」や「農人定法」は「大豆こゑハ、田土三ヶ沓、かまのはい三ヶ一、やき土三ヶ沓ませ、京こゑおかけつくり置、用へし」、あるいは、「こゑハ田土三ヶ二、かまのはい同一ツ程あわせ、京こゑヲかけ置用へし」と、田土に竈の灰、さらには焼き土を混ぜ、京こゑ（下肥）をかけたものか、「大豆こゑハ、かまのはい二うすき京こゑおかけ置、豆中打草取て少宛かくるへし」とあるように、竈の灰に薄い京こゑ（下肥）をかけたものを用いるとしている。

ところで、「農業心覚」は「まめハ麦の中計二作あらし、畠ケニハ不可作」と記し、「農人定書」も「六角麦お作り、此中二まめお作へし」、あるいは「大豆ハ六角麦中二作りてよし」と、大豆は麦の中に植えるように記しているが、実際はすでにみたように大豆は畠で作られており、記述と実際は異なっている。これは、おそらく『農業全書』の「先大かた夏大豆ハ麦の中に向へ、秋ハ麦迹にうゆるをよしとす」

表8 元禄15年(1702)の粟作の品種とすての量

畠	品 種	すて	備 考
堤畠ケ	八石	2斗	ながしうえ
長三わき畠ケ	八石	1斗	
浦田畠ケ上	はがくし、わさかし		
長畠ケ	あおかし	1斗	
土や畠	そうだもち	1斗	
丸畠ケ	八石、もち(すこし)	1斗	
鳥越畠ケ	八石	2斗	

を参考にしたもので、あるべきすがたを記したものであろう。いずれにせよ、大豆栽培技術の記述はそれほど詳しいものではない。

これに対して、粟の記述はきわめて詳細で、これが本書の一つの特色になっていくといってもよい。元禄十五年は、六月二十一日ハ七月十五日Vから二十二日の昼までに、あわせて三反半の畠に粟を蒔いている。その詳細は、表8のとおりであり、品種は、八石・そうたもち

・あおかし・わさかし・はがくしの五種類で、肥料として合計七斗(計算では八斗)の「すて」を入れている。また、この年は、六月二十六日ハ七月二十日Vに土用に入るとして、六月二十四日ハ七月十八日Vにも粟を少し蒔いているが、これは「心み可申候、当年ハしれず」とあるように、この年試験的に蒔いたものと思われる。元禄十六年は、五月二十四日ハ七月七日Vから六月朔日ハ七月十四

表9 元禄16年(1703)の粟作の品種とすての量

月 日	島	品 種	すて	種
5.24	屋敷島	八石、わさかし	斗升合	升合
27・28	浦田島ケ	そうたもち、大わさかし	2.	1.1
29	堤島ケ	あおかし	3.	1.
26	むくの木ノ本島ケ	八石	2.	1.2
6.朔	土屋島ケ・鳥越小はたけ	わさかし	1.6	6
〃	文殊前島ケ	八石	1.2	6
	但上かき計	わさかし	3	4

日Vにかけて粟を蒔いている。その詳細は、表9のとおりである。表の計算では、「すて」が一石一斗七升二合、種が四升九合となるが、記事では「未ノ年粟蒔ハ三反半、種六升六合、すてハ壹石壹斗六升入ル」と、三反半の島に一石一斗六升の「すて」を入れて六升六合の粟種を蒔いたとしている。ただし、「世人ハ廿二日より廿八日迄すきと蒔仕廻候」とあるように、深町家が粟を蒔いた五月二十四日ハ七月七日Vから六月初日ハ七月十四日Vという時期は、他の家の播種時期より二、三日遅かったようである。

「すて」は油粕をさすこ

の地方の言葉で、「農業心覚」は、「粟こそ任用、草ヲ仕廻候而、水こそヲ一へんかけ、すてを一へん引、むま屋こそおよくほし、ぶりにて打くたき一へんふり、成程ひたる時くわ二而土をかうへし、但シすてハ粟土ニませて引へし、むま屋こそハ大妻わらふませ置、成程しみ候ヲほかへいたしうむへし、能なれる用二仕置遣へし」と、粟の肥料として、「水こそ」「すて」「厩肥」の三つをあげている。なかでも「すて」は、播種に際して必ずその量が記されていることからわかるように最も重要な粟の肥料であり、「農業心覚」の「年遣捨り之諸道具銀高之目録」は、島一反に一〇〇斤の割合で、三反分のすて三〇〇斤を銀三〇目で購入するとしている。施肥の割合は、「農人定法」では、「あわハ蒔こそ沢山ハ入る事なかれ。但壹反ニすて四斗宛よし。こそ痛ししておい出さる事あり、中分ニすへし」と、一反に四斗の割合がよいとしている。また、「すて」を購入するに際しては、「すてハ年内かかれたるお求へし」と、年内によく枯れたものを買うようにしている。もつとも、「粟蒔時こそ沢山入事悪し、但シうゑ土ハ大分入てよし、おい出すハ空すたる物也」と、種を蒔く時には肥料はあまり多く入れてはならないと述べている。

『農業全書』は、粟について「かたのごとく肥えたる性のよき地ならでハ、成長し難し」と、良質の肥えた土地でなければ十分に成長できないうとしているが、肥料については、「若磯地にて糞を用ゆといふとも、新しくつよきを用ゆべからず。必節虫を生ず。灰こそ其外よく

熟しかれたる糞を用ゆべし」と、灰肥のほか充分腐熟した下肥を用いるようにと記しているのみで、油粕などの購入肥料の使用についてはふれておらず、大量の購入肥料を用いるこの方法はこの地方独自のものであった考えられる。

播種量は、『農業全書』は、「凡一段に五六合、やせ地ハ少し多く蒔べし」としているが、深町家の元禄十六年の播種量は、三反半に六升六合で、もしこれが正しければ一反に一升九合と二升近くになり、「農業心覚」に「粟ハ成程うすきニ過ず」とあるものの、非常な厚蒔きとなる。『農業全書』は、「是もいや地を嫌ふものなり。年ごとに地をかへて作るべし」と、粟は忌地性があるので、毎年別の畑に作るように記しているが、裏田畠・堤畠・土屋畠などは、品種は異なるが二年続けて粟を植えており、「すて」（油粕）の投入や非常な厚蒔きは、こうした連作に対応するためのものではなかったかと考えられる。

栽培方法は、「粟畠ケこしらへ候事、先田植前すきかき二度、又其後一度前之通りニ仕置、蒔時分ニ成念ヲ入こしらへ、日すそニまくへし、但すく時ハあさきかよし」と、田植前に二度耕し、その後もう一度耕して種を蒔くように述べている。また「あわハ日すそに蒔くへし、早きハ諸事悪布、但シぞろり植よし、取分八石ハ時節要肝也、おいかぬる者也」と、種は早く蒔いてはいけないとしている。「又はやきとおそきとを作へし、大風のため」と、大風にそなえるため早蒔きと遅蒔きを作るように述べている。取入れは、元禄十五年は、九月十一日

八月三十一日Vから十九日ハ十一月八日Vにかけて行っており、表10のように、一三俵半の収穫を得ている。

このように、粟は『農業全書』から選んだ五四種の作物に入っていないにもかかわらず、きわめて詳しい記述がなされているが、これは、元禄期に貝原益軒が著した『筑前国統風土記』に、

「粟 大小種類多し、上座・下座に多く作る。民の糧としてすぐれたり」²⁷とあり、明治十二年（一八七九）の『福岡県物産誌』にも、「其品位善良ノ地ヲ挙グレバ上座・下座・夜須ノ三郡ナリ」、「概シテ筑前国畑地少キヲ以テ農家ノ糧ヲ足スト云フ可カラズ、前段掲クル処ノ上下座・夜須ノ如キハ山麓ニ沿ヒ稍々多産ナルヲ以テ聊カ其粮ニ充ルト云フ可キナリ」²⁸と記しているように、屋形原村が上座・下座郡の山麓地帯の粟の特産地帯に位置しており、粟がこの地域の重要な作物であったことを反映したものと見えよう。

表10 元禄15年（1702）の粟の収穫

月 日	品 種	俵数
9月11日	八石	5俵
9月15日	葉隠シ、わさかし	1俵半
9月17日	八石	3俵
9月19日	あおかし	2俵
〃	もち	2俵

五、商品作物と野菜類

商品作物としては、「からし」(油菜)と煙草がとりあげられている。

『筑前国統風土記』は、「からし」(油菜)について、「油菜 國中処々に多くうふ。就中上座下座に多し」と、元禄期には屋形原村が位置する下座郡でさかんに栽培されていたことを記している。粟の肥料として油菜の絞り粕である「すて」が使用されているのもこのことを裏付けているといえよう。また、煙草についても、『筑前国統風土記』は、「煙草 煙草は人家常用の物なれば、作所多し。就中遠賀郡内浦村に作をよしとす」と記している。しかし、「農業心覚」は、「からしハ不可作、此替りニハたはこお大分作り、五・六月売へし」と記し、「農人定法」も、「辛子ハ不作共、此代ハたはこを作り嗜置、四・五月はおうり、塩の代とすへし」と記していて、「からし」(油菜)の栽培にはあまり積極的でない。

これは、著者の深町甚六が屋形原村においては、「からし」(油菜)を作るよりも煙草を作った方が有利であると判断していたことによるものと思われる。事実、時代は下るが、文政八年(一八二五)の屋形原村では、約二〇町の田畠のうち一町一反三畝一〇歩で煙草が栽培されており、秋月藩領の村のなかでは煙草の栽培量が最も多い。

これを反映してか、「農業心覚」「農人定法」も、「からし」(油菜)については、「辛子ハ早きもおそきも悪し、よき時節二うゑ、こゑ多

くすへし、但シなゑハよき地ニすへし」、「辛子ハ早きもおそきも悪し、中分之時節二うゆへし、但シ苗地ハなるほとよきこゑ地ニふせおくへし」と記すのみで、実際に作ったかどうかの記述はみえない。しかし、宝永六年三月十三日の「諸道具ゆつり物覚」には、「からし」(油菜)を一反三畝作っていることが記されており、「農業心覚」や「農人定法」にほとんど記述がないことをもって、ただちに深町家が「からし」(油菜)を作っていないかたはとすることはできない。すでにこの時期になると、「からし」(油菜)はこの地方の特産物として『筑前国統風土記』に記されるほど広く栽培されており、「農業心覚」や「農人定法」に記述がほとんどないのは、深町家が「からし」(油菜)を作っていないかたを示すというよりも、著者の深町権六が「からし」(油菜)に対しては、煙草ほど商品作物としての関心を持っていなかったことによるものではないかと思われるのである。

これに対し煙草は、元禄十五年十二月三十日(翌年二月十五日)に「たはこなへまく」と苗を植えた記述があり、栽培方法についてもかなり詳しく記している。

まず、煙草の栽培方法については、痩せた地に肥料だけで作るのがよいと述べている。しかし、「なへ地ニはいわいむ也」とあるように、苗地に灰肥はよくないとし、「たはこしたちハ、苗おうゆへき十日計まるに、京こゑおかけ置たるよし」と、苗を植える一〇日程前に「京こゑ」(下肥)をかけるのがよいとしている。

苗は、早く植えるのはよくなく、十二月ははじめころに植えて、雪が降れば覆いをするが、ふだんは覆いをする必要がない。苗は、太く大きな苗を植えるのがよいとしている。植え方は、「但ちどりがけ二うゆへし」と、互い違いに植えるようにし、新田の場合は二うねからみにして、互い違いに植え、わきのうねを広くして土をかけるとしている。そして、植えるときは、土を踏みつけ、水が溜らないようにしなければならぬとしている。

株間と条間について、『農業全書』は、「整の間八一尺二三寸、横の通る筋二尺五七寸、是を中分として、肥たる地にふとく作る八通り筋三尺余にもし、又一筋八二尺五七寸にして、広き筋より土を、多くかひたるが、第一よき物なり」と、株間は一尺二、三寸、条間は二尺五寸から二尺七寸が標準としているが、『農業心覚』は、「烟草を作ル事、たての間八寸二して、よこ之間もいち様二八寸二して、二うねを二うね二合せ土かう、うねハひろくして、たはこの花之出ル時とむるへし」と、株間も条間も八寸にして、二うねを二うねにすると記していてかなり異なっている。

葉を摘むときは、「畠二而きいろ二なるまでさらし置、よくとまりたる時、につ中二かくへし」、あるいは「畠ケ二而色のつく用二すへし、こ多少候得は色悪し」と、畠で黄色になるまでさらしてから摘むようと述べている。

葉の発酵方法について、「農業心覚」は、「たはこほし上る事、成程

くき迄うり色二なりたる時、二はつゝはさみ、内二つり、はさき少しあかく成たる時、ほかにいたし、よるひるほし上ル迄夜露取、ほねもおるゝ計二なりたる時、たわら二入置へし、但しみな一と二ぬべ置へし」と記し、「農人定法」は、「又ほしあくる事なるほとくき迄、うり色二なりたる時、二はつゝはさみ、先内二つり、二・三日して後ほかに出し、よるひる外二おき、夜つゆ取、ほねもおるゝ計なる時こもおきり、一日二ほしあけ、あをまつばをせんし、かのこもをあみこれうち、扱たはこをおしこみ置、一兩日してしな〜とする時取出し、みな一度二のへ置へし」と記し、「又ねせかげん大事なり、油断すれはくさる物也」と、油断すれば腐るので注意するように述べている。

これらは、『農業全書』の「瓜色に成たるをバ、ゑり出し、繩にはさみてつるへし」、「二枚宛葉のうらと〜とを合せ、はさみ、内につり、茎のもと大かた干たる時、外に出し、(中略)夜露取事なく、晩方も早く内に入れ取納る」、「茎も少々おるゝばかり干たる時、早稲わらにて、俵を厚くふとく作り、其中に段々をし付入置」、「しな〜とする時取出し、(中略)家内一同に打より、先あらのしをして」といった文章とよく似ていることからわかるように、『農業全書』を参考に記したものと思われる。

また仕上げについても、「農人定法」は、「又かくへしまゑに、まつばのあおつくりヲせんじ、につ中ハうつへし、これにはいお取へし」と、葉を摘む前に松笠のまだ青いものを煎じて、日中にかけて、に

おいがうつるとしているが、これも『農業全書』の「又かき取べき、二三日も前、松の青つぐりを多く煎じ、(中略) 日に葉の上に、ふりかくれば、第一薫ひもよく、少松やにのねバリ気を以て、葉の気をとどこめをくゆへ、葉厚く味きつくなる物なり」という文章を要約したものと思われる。

このように、「農業心覚」と「農人定法」には煙草についての記述がかなり多くみられるが、そのうち栽培方法については、『農業全書』の記述と異なる独自のものがみられるのに対し、発酵方法や仕上げについては、『農業全書』を参考にした部分や要約した箇所が多くなっている。したがって、屋形原村ではこの時期すでに煙草の栽培がある程度行われて独自の栽培方法が確立しており、そのうえに『農業全書』から先進地域の発酵方法や仕上げ方法を取り入れることによって、煙草の増産をはかっていったのではないかと推測されるのである。

野菜類については、とうきび・人もろこし・そらまめ・ささげ・なんきんまめ・ふじまめ・大根・人参・なす・きゅうり・すいか・ゆうがおへちま・大ねぎ・わけぎ・しょうが・ごぼう・ちしゃ・里芋・いちびの記述がある。

このうち、実際に栽培したことがわかるものは、とうきび・人もろこし・ささげ・人参・きゅうり・すいか・ゆうがおへちま・しょうが・ごぼう・里芋で、人参は、元禄十五年は六月十三日・七月七日に種を蒔いたが、芽が出なかつたため二十四日・七月十八日・

元禄期北部九州における農業技術と経営

もう一度蒔いており、元禄十六年も六月十三日・七月二十六日・種を蒔いている。元禄十六年は、二月二十五日・四月十日に里芋を蒔いており、二十八日・八十三日には、ごぼうを蒔き、三十日・八十五日には、きゅうり・とうきび・人もろこし・ゆうがお・すいか・しょうがを植えている。三月十六日・五月一日には、長ささげを蒔き、刀はき・八なたまめ・なんきんまめ・ふじまめを植えている。

このほか、ささげ・なんきんまめ・ふじまめ・大根・人参・なす・きゅうり・ねぎ・しょうが・ごぼう・ちしゃ・里芋・いちびについては、作期や肥料についての簡単な記述がみられる。

六、諸道具と労働力

「農業心覚」には「年遣捨り之諸道具銀高之目録」として、表11のように、鍬、刈鎌、犁先、馬鍬等の農具をはじめ、一年間に入用の品の銀高を記しており、農耕の道具として鍬と犁が用いられていることがわかる。このうち鍬は、「くわのさきハ、正月早くはかねさきして、田植終り候而ほんさきハするへし、但シ正月のはかねさきハ麦うねからゆる為也、五月ほんさきハ粟の中打ため也」、あるいは「くわニさきの仕やうあり、正月早くはかねさきおして、麦のみをおげつるへし、ほんさきハ五月すゑ田植終りてかけ、粟の中打二もちいてよし」とあって、鍬の先は正月に付ける麦用のはがね先と五月の田植が終つて付

表11 年遣捨り之諸道具銀高之目録

道 具	数 量	銀高	備 考
くわ	2 具	匁分 4.5	さきかけ代 是ハ5年ニ1度かけ候により4分入 しでま 1年分1匁5分 畠1反ニ100斤宛ノつもりして買置へし
かりかま	3 具	3	
すきざき	6 枚	3	
まぐわのさき		2	
にぐらしたびら	1 ツ	2.5	
みい	1 ツ	2	
とおし	1 ツ	0.8	
ふるひ		0.3	
とうす		2	
しょうけ	3 ツ	0.6	
てうのさき		3	
すて	300斤	30	
といし代		0.6	

ける粟用の本先があつたことがわかる。

また、馬一匹の兵糧米として、大麦四俵・稗三俵の合計七俵を銀二〇目で購入するとしており、馬を一匹飼っていたと推測されるが、宝永六年三月十三日の「諸道具ゆつり物覚」³⁴⁾には、牛一匹と馬一匹が記されており、牛と馬を一匹ずつ飼っていたとも考えられる。馬の飼料については、「一心重宝記」にも、「馬ニハひるを他所を求めせ用へし」と記している。享保二年(一七一七)の屋形原村の牛馬数は馬一八匹、牛三匹であつたが、³⁵⁾元禄期の『筑前国統風土記』によれば、下座郡の牛馬の数は、馬九二匹、牛一〇二匹で、その九割を馬が占めていた。この傾向は時代が下つても変わらず、秋月藩領の主に下座郡の村々からなつていた屋永組の文政三年(一八二〇)の牛馬の数は、馬四七七匹、牛一二匹で、実にその九八%を馬が占めていた。³⁶⁾

「農業心覚」は、「牛馬之道具に心おつけ、さい／＼見てよきお用てよし」と、牛馬の道具は良いものを買うように述べているが、「一心重宝記」も、「牛馬の道具ハよきお可求也」と、同様のことを述べ、「道具あしければ、しことのはかゆかさるのみならず、その見る事多し、気をつけよきお可調」と、その理由として、牛馬の道具が悪ければ仕事がかどらないだけでなく、かえつて損をすることがあるからであるとしている。

また、「年遣捨り之諸道具銀高之目録」には、仕着せ五人分銀七五匁(但シ布子五ツ手前二而おり)、同かたひら五ツ銀二五匁(右同断)、

酒肴諸事貫錢入目銀六〇目(但シ一月二五匁宛)、米二〇俵、粟二〇俵、大麦・小麦二〇俵、合計六〇俵(五人分) 銀三〇〇目、かつお二斤六匁、塩一〇匁、焼酒を煎じる粕代一〇匁が記されており、下人を五人抱えていたと思われる。下人の性格はこれだけでは必ずしも明確でないが、宝永六年三月十三日の「諸道具ゆつり物覚」は、下人二人と下女一人を記しており、下人二人には「但弍年おり」と注記されていることから、この下人は年季奉公人であったと思われる。

下人の使い方については、「下人二草ヲ昼をきらせ、朝ハつる二出してよし、但時分二よるへし」とあり、「人の遣様、夏ハ朝の内遣、冬ハ昼ノ内遣心もち大事のことなり、こまかにハ心覚二印置候」と夏は朝のうちに、冬は昼のうちに使うようにするのが大事であるとしており、「人遣之事、下人ハ日りんのしゆしやうお御めぐり被成候様ニゆたんなく、其下人々の心おうかゝい、それニしなひりひおわかち、いかにもゆゝしく遣へし」と、油断なく使うようにとしている。そして、「焼酒お手前二而入分ヲ計春せんし置へし、五月間敷時分、田なとかき時分二少あてのませ、又ハ気色相めてになる時分あり、其時又右同前ニすれは気を引立、少之事ハなわる物也、是則人遣の肝要、諸事此心不可わする事」、あるいは「下人二田の代をくせ候時ハ、食後ニ焼酒ヲのませてよし、つねニハ昼過のませたるかよし」、「扱つね二下人の心ヲうかゝい見候而、しごとつゝきくたひれ候ハ、ひる過七ツ時分二酒などのませ遣候得は、おもいの外はか行物也、是いしや

のにんしんお用心なり」と、焼酒を煎じておき、忙しい時分や問題が起これば酒を飲ませるのがよいとしている。

下人の食事は、「間敷時ハはねをゝる故、三度共ニたかすへし、ひや物おくわすへからす」、あるいは「間敷時分ハ下人の食物悪布すへからす、但悪布共あたゝかなればよし、三度共ニこしらゆへし」と、冷たいものを食べさせてはいけなとしている。具体的には、「秋夏間敷時分ハ、晩たんこを仕置、朝早天ニおき少宛やきくわせ、つる二出すへし、名子雇候ハ、朝早天よひニ遣シ、右同前ニくわせ、はやくかせきニ出すへし、馬も同前」と、前日の夜にだんこを作っておき、朝に焼いて食べさせるというものであった。しかし、「下人ニ小麦を猥ニくわすへからす、其直段高き物故也」(「一心重宝記」と、小麦など高価なものをむやみに食べさせてはいけなとしている。

下人への遣し物についても、「一心重宝記」は、「下人の遣物ハついゑおいとわず、よきを可ゑらふ」と、良い物を与えるように述べているが、これは「遣物悪しければ、其身のくたひら大きにかわるうゑ、したる所の作等もせいちやうしがたし、よく改他所他村よりもとめ可遣事也」とあるように、下人への遣し物が悪ければ下人の仕事ぶりに影響がでるからであった。

このように、下人を使うに際しては、効率的に仕事をさせるため、食事や遣し物にいたるまで、非常にこまかく神経をつかわねばならなかったことがわかる。

七、元禄期深町家の経営状態

宝永六年二月十八日の「借銀借米付之覚」³⁸⁾によれば、この時深町家は、表12のような借財を抱えていた。最も借銀額の大きい大坪五左衛門は不明であるが、秋月藩の家臣ではないかと思われる。旦那様は、「一心重宝記」に「御旦那様ヲ我家の主と存し、つねに御ちうせつ可申候」とあって、前後の関係から屋形原村を知行地とする給人であることがわかるが、享保十年（一七二五）に孫左衛門（権六）が四十六歳で死亡したときの記録には、「養父孫左衛門教貞死亡、相続人孫太郎幼弱二付、屋形原村百姓中ヨリ地頭吉田斎秋月藩家老江上願、亡孫左衛門遺跡養子聞届、依之亡孫左衛門二女と嫁賀、享保十年に延享三年迄庄屋役廿弍年相勤」³⁹⁾とあって、地頭に給人は家老の吉田家であり、旦那様は家老の吉田家であったことがわかる。とすれば、この旦那様は吉田家からの借米は年貢の未進等によって生じたものではないかと推測される。十左衛門は吉田家の家臣であろう。このほかは講のかけ口が多いが、これらの講は農民相互の救済のために立てられたもので、このなかに甚六仕立講があることから、当時の深町家も救済を必要とする状況にあったものと思われる。「一心重宝記」は、「介講二加り申事悪し、大分之そんおするうゑ、元銀も失事有へし、かせい二八いたすともくわゝるへからず」と、講に加わることを禁じているが、宝永期には深町家が講を立てなければならないほど経営状態が悪化してい

表12 宝永6年(1709)借銀借米付之覚

借 銀 米		1か年納所分		摘 要
銀	米	銀	米	
匁分 537.6	俵斗升合	匁	俵斗升合	大坪五左衛門殿より借り分、子ノ暮残り分 清七より借り分、子暮ノ残り 甚七仕立講かけ口、3年か間かけ申等 旦那様御借シ米、十左衛門殿より引付、利分 十左衛門殿年切米、丑ノ年より巳ノ暮迄5年納所 甚六仕立講、丑ノ年より辰ノ暮迄4年か間納所 藤市仕立講、丑ノ年より卯ノ暮迄3年ノ納所 旦那様御借シ米、1年かり、此利分
157.1			6.	
80.		40.	2.	
10.			2.	
7.半			2.半	
6.060			2.132	
7.110			3.165	
5.			1.	

ることがわかる。

借米の合計は三六俵で、一俵 \parallel 一八匁の値段で銀に換算すれば、六一八匁（計算では六四八匁）となり、借銀の合計七七四匁七分と合わせて一貫三九二匁七分の借財となる。そして、この借財の一年間の返済額は、米にして二一俵一斗三升二合であった。

こうした借財を踏まえて、父甚六は家督を孫左衛門（権六）に譲るにあたって、支出と収入の計算を行っているが、これによれば、支出はこの借財の返済分二一俵一斗三升二合に徳米（年貢米）の四一俵二斗六升を合わせた六三俵六升（計算では六三俵六升二合）で、これから丑（宝永六年）の下作米四七俵二斗五升五合を引けば、一五俵一斗三升五合が不足となる。この不足に、さらに隠居する甚六への上げ米六俵半を加えると、不足米の合計は二二俵となった。

この不足分を、田地内作分の収入、すなわち、かわらけ田一反六畝の米九俵、熊本四反の米二八俵、柳原二反の米六俵、うらた田四畝の米二俵の合計四六俵（計算では四五俵）から引くと、二四俵が余る。

この二四俵は、「右ハ徳用と相見へ申候間、随分御油断有間敷候」と、家督を相続する孫左衛門（権六）の実際の収入となり、借財も「右之借銀三年、五年二八何も納崩申候」と、三年から五年の間に返し終るとの見通しであった。

ところで、深町権六は、「一心重宝記」において、「田島八家人人数之糧米并遣米二なる分お、大形算用してあたり前お作り、余二あまら

元禄期北部九州における農業技術と経営

ば人二作らせ置へし、猥二分二作りむさほる事なかれ、そうして少しうちにはにつくり、手入こやしおよくするへし」と、田島はむやみに多くつくらず、少し内輪に必要な糧米と遣米の分だけを作り、余分の田島は人に作らせるようにと述べている。父甚六が家督を譲るにあたって計算した収支のなかには、下作米四七俵二斗五升五合が含まれているが、これが余分の田島で人に作らせていたものである。

一方、内作の収入は四六俵となっているから、深町家の所持田島¹⁰のうち半分強が下作に出され、半分弱が年季奉公人を使用した手作経営にあてられていたことがわかる。そして、経営の中心はみずからが経営する手作経営にあったが、この手作経営を中心とするこの時期の深町家の経営は、多額の借財をかかえていることからわかるように、かならずしも順調ではなかった。こうした経営の危機は借財の状況からみて宝永期になって急にあらわれたものではなく、すでに元禄期からあらわれていたと考えられ、こうした経営状態に対する危機感が、深町権六に「農業心覚」や「農人定法」といった農書や「一心重宝記録」といった家訓を執筆させることになったと思われるのである。

おわりに

元禄十年（一六九七）に刊行された『農業全書』は、わが国最初の

本格的な農書として後世に大きな影響を与えた。加賀の「耕家春秋」(宝永四年)や「農事遺書」(宝永六年)それに対馬の「老農類語」(享保七年)などの農書は、その影響をうけて成立したものである。とくに「耕家春秋」はその嚆矢とされるものであるが、「農業心覚」はこゝ「耕家春秋」よりも早く、刊行後五年というきわめて早い時期に、しかも著者が住んでいた同じ筑前において著されたものであり、きわめて重要な意味をもっている。

「農業心覚」「農人定法」からみられる深町家の農業の特色は、まず水田の稲作を中心とし、裏作に麦を作る二毛作を行っていたことである。そして、畠では大豆・粟・麦を作っており、とくに粟の栽培方法については、粟の特産地として『農業全書』とは異なる独自のものをもっていたことが注目される。

商品作物は、屋形原村が属する下座郡では「からし」(油菜)が一般的に作られていたにもかかわらず、深町権六は「からし」(油菜)ではなく、煙草を作ることを主張し、発酵方法や仕上げの方法において『農業全書』に記された先進地域の技術を積極的に取り入れており、これがその後の屋形原村の煙草の増産につながっていったものと考えられる。

深町家の経営は、年季奉公人を使用する手作経営が主体であったが、すでに元禄期には困難に直面しており、宝永期にはその救済のため講を立てなければならない状態になっていた。その原因は、今回使用し

た農書や家訓からは明らかにすることはできないが、こうした経営状態に対する危機感が、深町権六に「農業心覚」や「農人定法」といった農書や「一心重宝記録」といった家訓を執筆させることになったと思われるのである。

註

(1) 葉山禎作「近世前期の農業生産と農民生活」(新岩波講座『日本歴史』第一〇巻、岩波書店、一九七五年)、徳永光俊「近世農業生産力の確立をめぐって」(『近世の日本農業』農山村文化協会、一九八一年)、葉山禎作「小農農法の成立と小農技術の展開」(『技術の社会史』第二巻、有斐閣、一九八三年)

(2) 甘木市史編さん委員会編『甘木市史』上巻、一九八二年。

(3) 甘木市史編纂委員会編『甘木市史資料』近世編』第三巻、一九八三年。

「農業心覚 五穀年並心例」(三三八～三三九頁)、「農人定法」(三五〇～三五五頁)、「一心重宝記」(三五六～三六四頁)。

(4) 慶長七年七月「筑前国下座郡内屋形原村田島御検地帳」(深町家文書一)。

(5) 「屋形原村御検地帳」(深町家文書二)。分知時の石高は、「長興公御代始記」所収「知行高目録」(『福岡県史資料』第二輯)。

(6) 秋月黒田家文書「下座郡村々軸帳」(九州文化史研究所蔵)。このほか石高に結ばれない田島巻作(新田島)が二反三畝あった。

(7) 「文化七午庄屋系図書上控」(桑野家文書「記録」所収、「秋月藩政関係史料調査報告書(地方文書)」三七頁)。安政六年四月「旧家書上」(同五七頁)。

- もつとも、福岡藩時代の慶長十二年(一六〇七)正月八日の「下座郡百姓帳」(長田加藤家文書「覚抜書」所収、「甘木市史資料」近世編第八集一五八頁)には、庄屋と記されており、「文化七年庄屋系図書上控」が寛永元年から庄屋役を勤めたとしているのは、秋月藩への書上のためであろうと思われる。
- (8) 慶長七年七月「筑前国下座郡内屋形原村田島御検地帳」(深町家文書一)。
- (9) 長田加藤家文書「覚抜書」所収(『甘木市史資料』近世編第八集一五八頁)。
- (10) 「農業心覚」には耕地の面積がある程度記されているが、全体を把握することは困難である。宝永六年の「居隠方田島仕分申目録之事」(『深町家文書七』)によれば、甚六が居隠分として受け取る、西山田地(年貢六俵)・ふけ上ノ田并一無田両所(年貢三俵)・浦田・島ヶ居屋敷(年貢一斗)・浦田中ノ島・津山池ノはた(年貢一俵)を除いても、二四石二斗四升八合三夕二才があり、慶長期より持高は増加していたと考えられる。
- (11) 「菅原姓深町家系譜」(深町家文書四八)。代数は「記録」(『秋月藩政関係史料調査報告書(地方文書)』五七頁)所収の安政六年(一八五九)四月の旧家書上による。
- (12) 「菅原姓深町家系譜」(深町家文書四八)。史料では庄屋を勤めた期間は二八年間となっている。安政六年(一八五九)四月の旧家書上は、孫左衛門(権六)は元禄六年から享保十年まで三十三年間庄屋を勤めたとしているが、元禄六年は孫左衛門はまだ十四歳で、庄屋を勤めるには年齢が低すぎるように思われる。また、宝永六年(一七〇九)二月の「居隠方田島仕分申目録之事」(深町家文書六)は、父甚六が隠居して家督を孫左衛門に譲ったときの史料であり、庄屋もこのとき交代したとみるべきであろう。
- (13) 父の甚六は、元禄十二年から宝永五年まで庄屋を勤め、享保十年四月に六十四歳で死亡している(菅原姓深町家系譜「深町家文書三八」)。
- (14) 「農人定法」(「一心重宝記」奥書)。
- (15) 祖父孫左衛門は庄屋を勤めず、母方の後藤姓を名乗ったという(菅原姓深町家系譜「深町家文書三八」)。
- (16) 「すもゝ」が「しゆる」のあとになり、「きんかん」と「げす」が入れ替わっているほか、木綿・あさ・たはこ・ちやの四つが最後にこの順序で置かれている。また、「とうぐハ」が「とうくわ」となるなど、一部文字づかいが異なるほか、「ろくづ」は「まさめ」、「あぢまめ」は「なんきんまめ」とし、「そらまめ」「さゞげ」とともに、異称を記していない。
- (17) 「但シこんりやくたまヲ作ルはよし」と、この五四種類以外に「こんにゃく」を作ることを認めている。
- (18) 山田龍雄他校注『農業全書』(『日本農書全集』二二・一三、一九七八年)。
- (19) 『日本国語国大辞典』によれば、「たかな」はカラシナの変種、「こしやう」はとうがらし(唐辛子)の異名とある。
- (20) 『日本国語国大辞典』。
- (21) 樹木については、「農業心覚」に、「扱又しもく(四木)お仕立置、果物お売、春の入目銀二すへし」という、一般的な記述があるのみである。
- (22) 「からし」は、『農業全書』にはみえない名称であるが、『日本国語国大辞典』によれば、福岡県・佐賀県であぶらな(油菜)、菜種をさすとあり、「たかな」や「こしやう」と同様、この地方特有の名称である。
- (23) (24) 嵐嘉一『近世稲作技術史』(一九七五年)五五八頁。
- (25) 「居隠分田島仕分申目録之事」(深町家文書七)。
- (26) 「水こゑ」は、沐浴の湯や洗濯の濁水を糞溺と合せたものである。これは

か、粟の肥料として、「麦わらハむまニしかせ、能なれたるおこゑやに入置、六・七月日にあて、ふりこにて打くたき、あわこゑにすへし」(「農人定法」と、田には入れなかつた麦藁を馬に踏ませた厩肥をあげている。

(27) 『筑前国統風土記』(『福岡県史資料』統第三輯) 六八〇頁。

(28) 『九州近代史料叢書』第二輯、一九〜二〇頁。

(29) 『筑前国統風土記』(『福岡県史資料』統第三輯) 六八一頁。

(30) 『筑前国統風土記』(『福岡県史資料』統第三輯) 六九〇頁。

(31) 屋形原村の田畠耕地面積は、元和三年が一九町七反七畝一五歩(「屋形原村御検地帳」深町家文書二)、元治元年が二三町二反六畝七歩四厘(「下座郡村々軸帳」)であった。

(32) 「運上帳」(桑野家文書九三二)。煙草の栽培は一反につき銀一匁七分の運上が賦課されていた。次いで隣村の板屋村が多かったが、その栽培面積は五反二畝一六歩と屋形原村の約半分であった。このほか野村では馬田村一反四畝九歩、千代丸村一反二畝、屋永村六畝五歩等となっている。

(33) (34) 「居隠分田畠仕分申目録之事」(深町家文書七)。

(35) 「村中定法記」(深町家文書八)。

(36) 文政三年「御領分中家数・人高・牛馬数附」(秋月黒田家文書八五)。ただし、同じ秋月藩領でも嘉麻郡の上臼井組では、馬七二疋、牛一一四二疋と、逆に牛が九四%を占めていた。

(37) (38) 「居隠分田畠仕分申目録之事」(深町家文書七)。

(39) 「菅原姓深町家系譜」(深町家文書四八)。

(40) 孫左衛門(権六)が宝永六年三月に父甚六から譲り受けた田畠は二四石二斗四升八合三勺二才であった(「居隠分田畠仕分申目録之事」深町家文書七)。